

立山町への定住を補助します！ (定住促進事業)

R8.4作成

立山町への定住促進及び地域経済の活性化を推進するため、町内で住宅を取得又はリフォームを行う費用の一部を補助します。

■補助対象住宅

- 令和3年4月1日以後の契約に基づき住宅取得等をした住宅であること。
- リフォームの場合は所有権移転の**登記完了前後3か月以内**の契約であること。
- 住宅取得等に要する費用が**100万円以上**であること。
- 賃貸を目的とするものでないこと。
- 建築基準法等の法令に基づき、適正に建築された住宅であること。
- 居住部分の延べ面積が70平方メートル以上であること。
- 3親等以内の親族から所有権を取得したものでないこと。
- 過去に町からの住宅取得等に係る補助金等（本事業による補助等も含む）の交付を受けたことがない住宅であること。

■補助対象者

住宅取得に係る契約を締結した者又はリフォームに係る契約を締結した者で、下記の要件を全て満たす者

- 世帯全員が、立山町内に住民登録をしていること。
- 世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- 世帯員に暴力団員がいないこと。
- 立山町新婚世帯新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- 過去に町からの住宅取得等に係る補助金等（本事業による補助等も含む）の交付を受けたことがないこと。

■補助対象経費

住宅取得等に要する経費のうち、居住部分に係るもののみとします。ただし、下記の経費は、**補助対象経費に含みません**。

- 車庫、カーポート、物置等購入又は設置工事
- 門、塀その他の外構工事
- 敷地造成
- 移動や取外しが可能な家具の購入又は設置並びに家電製品の購入
- 電話、インターネット等の配線工事
- 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- 補助対象者が属する世帯の者が自ら施工する工事
- リフォームを伴わない解体工事
- その他町長が補助の対象として適当でないと認める工事

△申請期間：補助対象経費の支払いが完了した日の翌日から起算して**1年以内**

手続きの流れ

新築・購入・リフォーム

申請書類の提出

【提出書類】

- ①申請書（様式第1号）
- ②住宅の写真
(※リフォームの場合、**工事着工前**及び**工事完了後**の写真)
- ③工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ④領収書の写し
- ⑤建物の登記事項証明書（原本）
(※富山地方務局でご取得ください)
- ⑥配置図及び各階平面図
- ⑦住宅の位置図
- ⑧住民票（本籍・続柄の記載があるもの）
(※申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの)
- ⑨**加算要件に当てはまる場合、裏面の表に記載の提出書類**
- ⑩その他町長が必要と認める書類

申請書類の審査

補助等決定・補助内容確定通知

請求

支払い

■お問合せ

〒930-0292

富山県中新川郡立山町前沢2440番地
立山町役場 企画政策課 まちづくり係
電話：076-462-9980（直通）

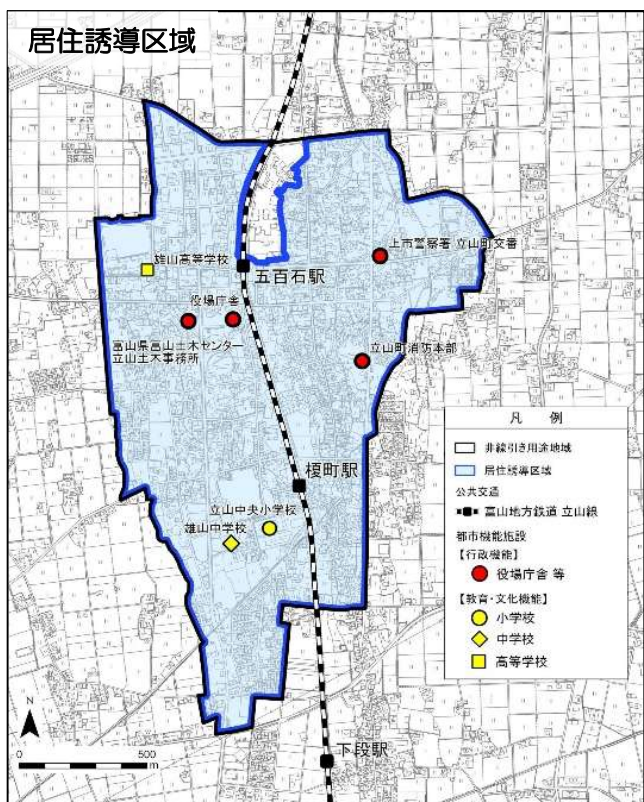


HPIはこちら

■補助金等の内容

行政ポイント（たてポカードのポイント）5万ポイント（固定）＋ 加算額の合計
（上限：補助対象経費から10万円を差し引いた額の2分の1）

	要件	加算額	提出書類
県外から転入	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県内に住民票を異動する直前に、世帯全員が連続して5年以上、県外に在住していたこと。 ※5歳以下は除く。 ・住宅取得等に係る契約を締結した日において、転入前又は転入日から3年以内であること。 ※県外から県内の他市町村に転入し、3年以内の場合を含む。 	30万円	戸籍の附票※
空き家情報バンクに登録された物件	<ul style="list-style-type: none"> ・立山町空き家情報バンクに登録された空き家を、購入後に入居またはリフォーム後に入居すること。 ※空き地は対象外。 ・立山町空き家情報バンクに利用登録を受けた者が住宅取得等を行うこと。 	居住誘導区域内 200万円 その他 10万円	—
町内業者が施工	町内に本店又は事業所を有する法人又は個人による施工であること。	5万円	—
新たに三世帯同居する	<ul style="list-style-type: none"> ・三世帯同居をするために、新たに住宅取得等を行うこと。 ・三世帯同居する居住者全員が同一世帯であること。 ・世帯全員が同一の住宅で居住すること。 ・補助等の決定日から3年以上三世帯同居を継続することが見込まれること。 ※補助等の決定日から3年以内に三世帯同居でなくなった場合は届出が必要です。	20万円	妊婦の場合、 母子健康手帳の 写し
39歳以下	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出日において申請者が39歳以下であること。 ・配偶者がいる場合は、申請者と配偶者が共に39歳以下であること（事実婚等の関係にある同居人を含む。）。 	5万円	—
世帯員に子どもを含む	申請書の提出日において、世帯員に中学生以下の子ども（胎児を含む。）を含むこと。	子ども1人につき 5万円 （上限15万円）	妊婦の場合、 母子健康手帳の 写し
上段地区、東谷地区、立山地区及び釜ヶ淵地区	上段地区、東谷地区、立山地区及び釜ヶ淵地区で住宅取得等を行うこと。	5万円	—



※ 申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの

◆上段地区

日中、柴山、野沢、日中上野、福田、上中、下白岩、石坂、末上野、小林、上宮、瀬戸新、中林、上末、池田、上瀬戸、下瀬戸、新瀬戸、長屋、下沢、芦見

◆東谷地区

四谷尾、谷口、虫谷、白岩、六郎谷、目桑、谷、伊勢屋、長倉、小又、松倉、座主坊

◆立山地区

宮路、岩峠寺、岩峠野、下田、伊豆林、吉峰野開、栃津、東中野新、横江野開、横江、干垣、芦峠寺

◆釜ヶ淵地区

野村、末三賀、道源寺、中山、鋳物師沢、米道、寺坪、谷口、末谷口

■行政ポイント（たてポカード）について

※たてポカードの入会申込みが必要です。
※加盟店で1ポイント1円として使うことができます。



加盟店はこちら